

## 議事の経過

開会 午前10時

○徳久研二議長 議員各位には、御多用のところ御参集くださいまして深く感謝いたします。

ただいまから、令和6年第3回安芸市議会定例会を開会いたします。開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

○横山幾夫市長 本日、議員の皆様への御出席を賜り、令和6年第3回安芸市議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

初めに、先月22日に発生した台風10号に伴う突風被害について御報告いたします。

非常にゆっくりとした速度で、九州から西日本にかけて北上した台風10号は、31日の明け方に本市に最接近し、農業分野で被害をもたらしました。

県の調査によりますと、本市では被覆資材の破損など施設園芸ハウス4棟が被災したほか、水稲の倒伏被害1件の影響が出ております。被災されました皆様には、謹んでお見舞い申し上げます。

次に、安芸市制施行70周年記念式典についてでございます。

去る8月8日に開催いたしました記念式典では、多くの御来賓の方々、並びに市勢の発展に御尽力いただきました市民の皆様へ御臨席を賜り、盛会のうちに式典を終えることができました。安芸市が誕生して70年という、これまでの歴史に思いを馳せるとともに、たゆまぬ努力を重ねてこられた先人に、改めて敬意を表するものでございます。

直近10年の本市を取り巻く社会情勢を振り返りますと、最も印象的な出来事として、令和という新たな時代を迎えた直後に、世界的な猛威を振るった新型コロナウイルス感染症が挙げられます。

そのため、市民生活に様々な制限や制約を強いる事態が生じたことに加えて、コロナ禍を契機に日常生活や、企業活動、公的分野におけるデジタル化が急速に進むなど、柔軟な対応力が求められることとなりました。

前例のない困難な状況であっても、感染症対策を講じながら、社会経済活動を維持してくださった市民の皆様への御協力に感謝申し上げます。

次の10年に向けては、喫緊の課題である少子高齢化による人口減少問題、若年層の流出に伴う雇用の確保、それらに起因して縮小が懸念される農林水産業や商工観光業などの産業活動、また子育て支援など、幅広い分野における施策を展開していく必要があります。

これらを進めるにあたっては、コロナ禍における社会状況の変化に鑑みて、国において定められたデジタル田園都市国家構想に基づき、本市における人口減少対策の指針となる第3期安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に向けて、現在取り組んでおります。

本計画は人口減少時代と対峙しながらも、これまでの取組にデジタル技術を取り入れてい

くことで、地域経済活動を停滞させることなく、市民ニーズを的確に捉えた、行政サービスの提供を目的としております。

この先、10年後、20年後と時代の変遷を見据える中で、将来にわたって誰もが安心して暮らせる「ふるさと安芸」を次の世代に引き継いでいくためには、人口動態と地域経済との均衡を保つことが、持続可能なまちづくりに向けて重要であると考えております。何卒、市民の皆様、議員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

次に、「南海トラフ地震臨時情報に係る対応」について報告いたします。

先月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、高知県沿岸部に津波注意報が発令されたことを受け、本市では、震災第一配備を敷き、情報収集などの対応にあたりました。

その後、気象庁から運用開始以来初となる「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表があり、第2配備体制に引き上げ、災害対策本部を設置したほか、自主避難所を開設するなど、以降1週間において市民への注意喚起や24時間体制の監視業務に努めました。

また、小中学校は夏休みのため休校中でしたが、保育所は開園していたため、L2津波浸水想定区域内である土居保育所、川北保育所、赤野保育所、矢ノ丸保育園の4か所を休園し、区域外の保育所や安芸中学校の体育館で、児童の受入れを行いました。

このたびの臨時情報に伴う、政府としての特別な注意の呼び掛けは終了しましたが、改めて、南海トラフ地震や津波に備えた、住宅の耐震化や家具転倒防止、緊急避難所の整備など、市民の生命や財産を守る対策をより一層進めなければならないと感じたところでございます。

それでは、市政の主要な課題等につきまして、御報告いたします。

はじめに、「企業誘致の取組」についてであります。

高知県とともに取り組んでおります企業誘致につきまして、先月27日、県から当該企業に対し、補助金交付対象企業として認める企業指定の決定が行われたところでございます。これに伴い、本市としても、県に準じた要綱において、当該企業を補助対象とすることが可能となります。

なお、県は企業との進出協定を締結するまでは、企業名を非公表としておりますので、本市においても同様に、現時点では企業名を公表しないものでございます。

誘致に至った経緯でございますが、高知県企業誘致課を通じて御紹介いただいた案件であり、本市の事業者の方々とともに、昨年度から企業の視察対応など取組を進めてまいりました。

本市への進出企業は、新設法人となりますが、親会社は東京に本社を置き、デジタル業務に関するコンサルティングやソフトウェア開発の業務を行っております。新設法人の業種は、コンタクトセンターといわれる一般事務であり、電話やメール、WEBサイトなど多様な連絡手段を通じて、顧客や消費者からの問い合わせに対応する業務でございます。

今後のスケジュールといたしましては、10月下旬を目途に、企業との進出協定を締結し、来年3月上旬から本町商店街にオフィスを開所する予定としております。

初年度は、20名程度の雇用を目指し、将来的には40名規模の雇用を計画するなど、県東部においてこれまでにない規模の雇用を創出する事務系企業の誘致実現と、経済浮揚を目指すもので、人口減少対策の起爆剤として、鋭意取組を進めてまいります。

次に、「保育所、小学校の移転・統廃合の進捗」についてであります。

保育所につきましては、本年6月に安芸市保育所移転統合検討委員会を立ち上げ、これまで2度開催し、保育所に係る児童や保育士の人数、保育サービス、施設の立地・設備など、保育所の現状・課題について情報を共有しつつ、移転統合に係る方向性について協議を開始しております。

今月下旬からは、未就学児の保護者を対象とした保育所の在り方に関するアンケート調査の実施を予定しており、今後も引き続き検討を進めてまいります。

小学校につきましては、先月20日から旧清水ヶ丘中学校区の各小学校で保護者への説明会を開催し、小学生及び未就学児の保護者からの御意見をお伺いしているところでございます。

今後は、旧安芸中学校区の小学校2校、赤野小学校、安芸おひさま保育所、矢ノ丸保育園での説明会を行った後に、各地域の住民を対象に説明会を予定しており、小学校の移転統廃合に係る方向性の決定に向けて、順次進めてまいります。

次に、「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校の跡地活用」についてであります。

今年度は、基本構想を基に両施設に配置する機能、規模等を明確にする基本計画の素案策定や、民間活力の導入可能性調査に取り組むこととしており、先月下旬から民間事業者へのヒアリングを行い、活用策の絞り込みや、参入意向に係る実現可能性を含めた調査を開始しております。

これまでのヒアリングで挙げた意見として、旧市庁舎は基本構想と同様に、図書館や文化ホールなどを基礎的な機能とし、加えてカフェなどを併設した複合施設とする提案がっております。

一方、旧安芸中学校はグラウンドや校舎の敷地面積が広大であるため、基本構想や旧市庁舎と同様の活用策も考え得るが、民間事業者側から、より具体的な施設機能の絞り込みが必要との複数の意見をいただきました。

そのため現在、両施設に係る機能配置のすみ分けを行うとともに、民間事業者が参入しやすくなるよう、複合的な組み合わせ方法について、委託事業者と共同で鋭意検討を進めております。

今後のスケジュールといたしましては、これまでお伝えしてまいりましたとおり、来月末を目途に活用策の絞り込みを行うとともに、従来の行政主導を進める手法と、民間活力を活用した手法のいずれが合理的なものであるかを判断してまいります。引き続き、進捗状況につきまして、適宜、議会の皆様に御報告いたします。

次に、「社会資本の整備」についてであります。

市道中道線につきまして、現在歩道整備済み区間においては車道舗装を整備中であり、ま

た未整備区間では用地買収の交渉を行っているところでございます。

なお、市道の拡幅に伴い、JA高知県あき北支所の用地の一部を買収する必要が生じ、用地買収後は、同支所に併設するガソリンスタンドにおきまして、現在地での営業継続が困難となることが見込まれております。当該ガソリンスタンドは、平野部におけるL2津波浸水想定区域外に位置する給油所であり、農業者や地域住民など平常時の利用はもとより、南海トラフ地震が発災した際には、極めて重要なインフラ施設であると認識しております。

本件につきましては、これまでJA高知県と協議を重ねており、今回、市の自家用給油所の機能を兼ね備えた、新たなガソリンスタンドを再整備していただくことで協議いたしましたことから、その移転先として、北側に隣接する市サポートハウス2号棟の用地の一部を提供するため、当該ハウス減築工事費などにつきまして、今期定例会において補正予算に計上しており、議決をいただき次第、対応してまいりたいと考えております。

次に、「ごみ収集運搬及び最終処分場運営に係る業務委託」についてであります。

これまで、ごみ収集運搬業務や最終処分場の運営につきましては、従事する職員の大半を非正規雇用である会計年度任用職員にて担っていたことから、安定的な人員確保が課題となっておりました。

今後、民間への業務委託に切り替えることで、持続的な運営体制を構築するほか、経費節減を行うなど、持続的な行政サービスの提供を行うものでございます。令和7年4月からの業務委託開始に向け、事業者選定など準備を進めていくため、今期定例会において5年間の債務負担行為の設定を補正予算に計上しておりますので、議決をいただき次第、対応してまいりたいと考えております。

次に、「高知家・タイガースタウン安芸ナイターの開催」についてであります。

今月3日、阪神甲子園球場におきまして、高知県と安芸市の冠協賛試合である「高知家・タイガースタウン安芸ナイター」を開催いたしました。甲子園球場が誕生して100周年と同じタイミングで、本市が市制70周年を迎えたことから実現したコラボ企画でございます。

当日は、球場内のバックスクリーン大型ビジョンにおいて、本市の周年記念動画が上映されるなど「阪神タイガースのキャンプ地安芸市」としてのPRを行いました。今後とも、球団との御縁を大切にしながら、野球を通じたスポーツツーリズムを推進し、交流人口の拡大や関係人口の創出に努めてまいります。

最後に、「三菱グループとの取組」についてであります。

先月19日、三菱商事エネルギー株式会社、高知県東部森林組合、高知県、本市の4者による「環境先進企業との協働の森づくり事業」パートナーズ協定を締結いたしました。

現在、本市では、三菱商事株式会社や東京海上日動火災保険株式会社との間で「協働の森づくり事業」を通して、森林保全活動に取り組んでおりますが、三菱商事エネルギー株式会社との新たな協定締結により、未整備森林の継続的な手入れが一層進むものと期待しております。

今後、令和11年3月末までの協定期間中、川北地区に位置する「三菱商事エネルギー協働の森」と名付けられた24ヘクタールの協定森林において、同社社員の皆様と協働して植樹や間伐作業に取り組んでまいります。

また、来月28日・29日には、三菱UFJ銀行のお力添えにより、大阪・淀屋橋の同社大阪ビルにおいて、本市の物産展を開催する予定でございます。来年開催されます大阪・関西万博の機運も徐々に高まっていることから、このイベントを契機として、関西圏での本市の特産品PRや観光誘客の促進に努めてまいります。

続きまして、今期定例会に提案いたしました議案を御説明いたします。

まず、予算案件は、令和6年度安芸市一般会計補正予算など計3件であります。

このうち、一般会計補正予算の主な内容は、梅雨時期等の大雨に伴う災害復旧費7,400万円、10月から始まる新型コロナワクチンの定期接種に要する費用3,160万円などで、総額1億1,060万円余りを増額するものであります。

次に条例議案は、「安芸市市税条例の一部を改正する条例」など5件でございます。

その他の議案は、報告案件8件、人事案件2件、決算案件9件、その他案件3件の計30件であります。

各議案につきまして、後刻、副市長並びに担当課長から詳しく御説明申し上げます。十分な御審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

○徳久研二議長　これより本日の会議を開きます。日程に入る前に事務局長から諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長　本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席2人、出席12人です。欠席の川島憲彦議員、千光士伊勢男議員は、疾病のため欠席の届出がっております。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がっております。

次に、閉会中の議会活動について報告いたします。まず、市議会議長会関係につきましては、8月21日に第145回高知縣市議会議長会、臨時総会が安芸市で開催され、議長及び副議長が出席いたしました。

次に、委員会関係の主な活動を報告いたします。9月6日に議会運営委員会を開催いたしました。また、阿佐線・国道整備促進特別委員会は7月1日から3日及び5日に高知県東部の道路整備に関する要望活動を行いました。議会広報特別委員会は7月31日、8月9日に委員会を開催いたしました。

その他の活動といたしましては、7月22日にごめん・なはり線活性化協議会総会及び安芸広域市町村圏事務組合議会定例会が安芸市で開催され、議長が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

○徳久研二議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、議長において小松進也議員及び山下正浩議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は御手元に配付してあります会期日程案のとおり、本日から9月27日までの17日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○徳久研二議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は会期日程案のとおり、本日から9月27日までの17日間と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○小松 進副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議長、徳久研二議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際議長辞職の件を日程に追加し、日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松 進副議長 御異議なしと認めます。よって議長辞職の件を日程に追加し、日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

日程第6、議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、徳久研二議員の退席を求めます。

（徳久研二議員 退席）

○小松 進副議長 辞職願を朗読させます。事務局長。

○小松俊江事務局長 朗読いたします。

辞 職 願

このたび一身上の都合により、安芸市議会議長の職を辞職したいので許可されたくお願いいたします。

令和6年9月11日

安芸市議会議長 徳久研二

安芸市議会副議長 小松進 様

以上でございます。

○小松 進副議長 お諮りいたします。徳久研二議員の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松 進副議長 御異議なしと認めます。よって徳久研二議員の議長の辞職を許可することに決しました。

徳久研二議員の着席を求めます。

（徳久研二議員 着席）

○小松 進副議長 徳久研二議員に告知いたします。あなたの辞職願は許可されました。

ただいま議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際議長の選挙を日程に追加し、日程第7として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小松 進副議長 御異議なしと認めます。よって議長の選挙を日程に追加し、日程第7として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第7、議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○小松 進副議長 ただいまの出席議員数は、12人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○小松 進副議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松 進副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○小松 進副議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

○小松 進副議長 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小松 進副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○小松 進副議長 開票を行います。

開票には、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に藤田伸也議員及び尾原進一議員を指名いたします。

よって両議員に開票の立会いをお願いします。

（立会人登壇・開票）

○小松 進副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票 12 票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち佐藤倫与議員 7 票、小松進議員 5 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって佐藤倫与議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐藤倫与議員が議長におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。佐藤倫与議員、あなたは議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○佐藤倫与議員 謹んで議長の職をお受けいたします。

身に余る立場に押し上げていただき、感謝を申し上げます。議長の職に精一杯誠実に向き合い、安芸市議会の適正な運営と安芸市の発展に力を尽くして参ります。皆様、どうかよろしくをお願いいたします。

○小松 進副議長 佐藤倫与議員、議長席にお着き願います。

○佐藤倫与議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 38 分

再開 午前 10 時 39 分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長、小松進議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際副議長辞職の件を日程に追加し、日程第 8 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって副議長辞職の件を日程に追加し、日程第 8 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決しました。

日程第 8、副議長辞職の件を議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、小松進議員の退席を求めます。

（小松進議員 退席）

○佐藤倫与議長 辞職願を朗読させます。事務局長。

○小松俊江事務局長 朗読いたします。

辞 職 願

このたび一身上の都合により安芸市議会副議長の職を辞したいので、許可されたくお願いいたします。

令和 6 年 9 月 11 日

安芸市議会副議長 小松進

安芸市議会議長 佐藤倫与 様

以上でございます。

○佐藤倫与議長 お諮りいたします。小松進議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって小松進議員の副議長の辞職を許可することに決しました。

小松進議員の着席を求めます。

（小松進議員 着席）

○佐藤倫与議長 小松進議員に告知いたします。あなたの辞職願は許可されました。

ただいま副議長が欠員となりました。お諮りいたします。この際副議長の選挙を日程に追加し、日程第9として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって副議長の選挙を日程に追加し、日程第9として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決しました。

日程第9、副議長の選挙を行います。議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○佐藤倫与議長 ただいまの出席議員数は12であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○佐藤倫与議長 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱の点検）

○佐藤倫与議長 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

（点呼・投票）

○佐藤倫与議長 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○佐藤倫与議長 開票を行います。

開票には、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西内直彦議員及び小松文人議員を指名いたします。

よって両議員に開票の立会いをお願いいたします。

（立会人登壇・開票）

○佐藤倫与議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち、有効投票12票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち山下裕議員7票、西内直彦議員5票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって山下裕議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山下裕議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。山下裕議員、あなたは副議長に当選されました。当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○山下 裕議員 このたび副議長に就任いたしました、山下裕です。

副議長就任に際しては、その責任の重さを痛感しておりますが、御推挙いただきましたからには佐藤議長の補佐をし、また、議員の皆さんの協力をいただき、公正かつ円滑な議会運営と市議会のさらなる活性化に努めてまいりたいとの思いであります。

どうかよろしく願いいたしまして、簡単ではございますが就任の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤倫与議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時2分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、報告第16号「専決処分の報告について」から、報告第21号「専決処分の報告について」までの6件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら6件について、報告を求めます。

副市長。

○竹部文一副市長 報告第16号から報告第21号までの「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告第16号につきましては、令和6年4月9日に県道大久保伊尾木線において発生しました、落石による自動車物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和6年6月27日でございます。